家庭用カビ取り剤(塩素系)の自主基準

1988年10月26日　制定
1989年 6月19日　第一次改定
1990年 9月17日　第二次改定
1991年 6月10日　第三次改定
1993年 6月10日　第四次改定
1995年 5月26日　第五次改定
2001年 6月01日　第六次改定
2004年 6月16日　第七次改定
2006年 6月15日　第八次改定
2008年 6月11日　第九次改定

家庭用カビ取り･防カビ剤等協議会

目　次

1.　はじめに

近年の住宅環境を支える技術及び素材などの発展及び変化は著しく、昭和50年代のオイルショックを機に、省エネルギーの目的で窓にはアルミサッシ、壁内及び天井には断熱材が常用され、壁材には塩化ビニールクロス等が多用されるようになって来た。

これにともない住宅環境の気密性及び保温性は向上したが、その反面、壁材の呼吸性の低下等を招き、保温多湿化し、それによる悪影響も顕在化して来た。

このような環境下に於いて、壁面やタイル上等にカビなどの繁殖が多発し不快因子を誘発したため快適性を求める消費者ニーズが顕在化し、それに応えるべく「カビ取り剤・防カビ剤」などの商品が市場に出て、その便益性が認められ、多用されるようになった。

当協議会は、一般消費者の生活の用に供される「家庭用カビ取り剤・防カビ剤」について自ら有効成分、効能表示などの自主基準を定め、製品の安全性及び有効性などの品質を確保し、消費者により安全で便益の高い商品を供し、消費者の健康と安全性の維持及び向上をはかると共に商品の信頼性及び業界の信頼性を高めるために鋭意努力するものである。

今後も住宅環境及びライフスタイルの変化等の時代の変化に対応した見直しを行ない、より信頼性のある自主基準の制定及び改定に注力する。

第一次改定の経過（1989年6月19日、改定承認）

「家庭用カビ取り剤の自主基準」は1988年10月26日の総会で決定された。
しかし、その後1989年1月に再度誤使用によると思われる不幸な事故が発生した。そして1989年2月8日に厚生及び通商産業省の両省より「家庭用洗浄剤及び漂白剤等による今後の事故発生の防止対策について」において表示に関し具体的指示がなされた。 これを受けて、［洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会］ は、この通知の主旨を十分検討し、 2月13日付けで「2月8日付け厚生省・通産省両省の通知の解説」が作成された。 これら一連の結果をふまえて、当協議会の自主基準についても、従来の自主基準にこの主旨を十分加味したものにすべく、ここに「家庭用カビ取り剤の自主基準」を改定した。

第二次改定の経過（1990年9月17日、改定承認）

より製品の安全性を高めるため、飛散性の面から自主基準の見直しを行ない、特に「キリ・アワの判定方法」に代わる具体的試験方法を確立し、自主基準に加えた。

第三次改定の経過(1991年6月10日、改定承認)

1990年の兵庫県立生活科学研究所のテスト結果を真摯に受け止め、「動物製のハケ・ブラシ等での使用禁止」を表示することとした。

第四次改定の経過(1993年6月10日、改定承認)

当自主基準は当初カビ取り剤は塩素系との認識のもとに作成されたものであった。

しかしながら、塩素系以外にも新しいタイプのカビ取り剤が市場導入されはじめたため、当自主基準は、「塩素系」のもののみを対象とすることを明確にし、非塩素系については、別途ガイドライン等を作成することとした。

また、異なるメーカーのボトルとトリガーの不適正な嵌合から生じる事故を防ぐために、「専用トリガーの使用」を表示することを義務づけた。

第五次改定の経過(1995年5月26日、改定承認)

製造物責任法の導入に当たって、より高い安全生の確保が図れるよう表示並びに管理基準について改定した。

第六次改定の経過 (2001年6月1日、改定承認)

家庭用品品質表示法施行令(平成9(1998)年10月1日政令第309号)及び雑貨工業品品質表示規定(平成9(1998)年12月1日 通商産業省 告示第672号)の改定に伴い改定した。

第七次改定の経過 (2004年6月16日)

特定用語を表示した製品について議論を行った結果、特定用語の適用範囲を明確にするための方法について、会員間で共通の理解が得られていないことが明らかとなった。理解の共通化を図るため、「不当景品類及び不当表示防止法の第４条第２項に従い、合理的な根拠を示す資料を用意し、必要に応じて開示すること。」を4-2-4-1. 特定用語の使用基準の《但し書き》中に追記した。

また、5. 製造基準の5-２.（9)において、製造記録は流通開始後１０年間と定めていたが、実際の製品のライフサイクルは1-2年であることを鑑み、3年間に変更した。

第八次改定の経過 (2006年6月15日)

4-2-4. 効能に関する自主表示基準は、「消費者に商品の性能以上の期待をもたせたり、消費者が間違い易い表現は排除する」という考えに立ちまとめられた。

しかし、自主基準に記述されていないことで判断が必要とされる場合は判断に迷う場合が生ずる。 そのため自主基準の理解を促進する目的で具体的表現例を用い判断基準を示す「不適切表現集」を作成して判断の拠所とすることを追記した。

また、4-2-4-1. 特定用語の使用基準の ⑴ 用途又は効果が万能万全であることを意味する用語は使用することが出来ないとして「断定的に」の文言を削除した。 特定用語の使用基準 ⑵ の全く欠けることがないことを意味する用語についても同様に、「断定的に」の文言を削除した。 更に特定用語の使用基準 ⑶ の安全性を強調する用語に関しては、塩素系製品という特殊性を鑑み、「環境・人・動物・植物に対しては使用出来ない」とし、「断定的に」を削除した。

4-2-4-3. 不当表示の禁止に関しては、⑴ の特別な品質であるかのような表現の例示に「抜群」、「驚異」、「高級」を追加した。 また、⑵ の実際にはありえぬ特別の品質・性能の例

示として「ミラクル」を追加した。

第九次改定の経過（2008年6月11日）
安対協の自主基準において、「眼鏡等の使用」は、塩素系スプレー製品に記載すべき推奨表現として定められている。塩素系カビ取剤スプレー製品にあっては、各社の製品にこの表示が記載済みであることから、当該表示を家庭用カビ取り剤（塩素系）自主基準とすることとした。

また、平成18年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告（厚生労働省医薬食品局審査管理課．化学物質安全対策室.）によって、塩素系製品ならびに酸性（塩酸）製品の使用時にそのミストやガスの吸入がきっかけとなって、元疾患の症状を発症した事例が報告されたことを受け、各社が自主的に「心臓病・呼吸器疾患の方は使用しない。」と表示していたものを家庭用カビ取り剤（塩素系）自主基準とすることとした。

2.　自主基準の目的

家庭用カビ取り剤の安全性及び有効性などの品質の向上を図ることを目的とする。

3.　自主基準の適用

家庭用に供される塩素系の「カビ取り剤」とする。 本自主基準適用範囲としての「カビ取り剤」の定義は「カビ取り」及び「カビを取る」を訴求している商品を対象とする。

4.　製品基準

4-1. 家庭用品品質表示法に基づく表示

4-1-1. 家庭用品品質表示法により「塩素系の製品」について定められたものは、この規定を第一順位で遵守すること。

4-1-2. 「塩素系の製品」の特別注意事項表示

別紙「塩素ガス発生試験（塩素系）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果1.0ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

(1) 「まぜるな 危険」

(2) 「塩素系」

(3) ①酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨
②目に入った時は、すぐに水で洗う旨
③子供の手に触れないようにする旨
④スプレー式の製品にあっては、必ず換気を良くして使用する旨

特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器、以下同じ）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次によりすることとし、(1)、(2)及び(3)の表示はそれぞれ隣接した位置に行なうこと。

(1) 「まぜるな　危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁どりをし、28ポイント以上（製品の排除体積が210ミリリットル以下のものにあっては26.25ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、42ポイント以上（製品の排除体積が210ミリリットル以下のものにあって26.25ポイント以上）の大きさで表示すること。

(2) 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベルまたは枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。
文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより 8ポイント以上大きくすること。

(3) ①から④までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、①については「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより 4ポイント以上大きくすること。

「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより1ポイント以上大きくすること。

4-2. 自 主 基 準

家庭用品品質表示法に定められたものの外、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会で定めた”統一表示”および表示・取扱説明書適性化委員会作成の「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」(ガイドライン)を遵守する。

4-2-1. 安全性等に関する自主表示基準

安全性等に関する自主表示項目	統 一 絵 表 示 又 は 自 主 表 示 例
1. 保　管	 子供に注意
2. 換　気	 必ず換気
3. 併用不可	 酸性タイプと併用不可
4. 目に注意	 目に注意 スプレー製品にあっては、目の保護のために眼鏡等を使用する。
5. マスク等の着用	ご使用の際には、マスクなどを着用すること。
6. その他	①　体調のすぐれない方は使用しないこと。 ② スプレー製品にあっては、心臓病・呼吸器疾患等の方は使用しない。 ③動物製のハケ・ブラシを使用しないこと。 （注：但しペンタイプのごとく内容液を容器から出して使用する可能性の全く無いものは表示しなくてもよい。） ④ハンドスプレーは専用のものを取りつけて使用すること。 ⑤入浴中には使用しないこと。

また、製造番号または記号等の必要な事項は記載すること。

4-2-2. 内 容 物

4-2-2-1. 有効成分と安全性

(1)塩素系カビ取り剤に使用出来る物質は、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等とし、その濃度は下記に定める。

但し、他の物質については”製品規範”を遵守し、商品を市場に導入する者は自ら安全性確認を行なうこと。

濃度限界:

① 次亜塩素酸ナトリウムは4%以下とする。

② 水酸化ナトリウム及び水酸化カリウムは1%以下とする。

③ 但しスプレー式の製品にあっては、次亜塩素酸ナトリウムは3%以下とする。

(平成元(1989)年2月8日 衛生第十号厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室長から各都道府県・各政令市家庭用品安全対策主管部(局)長宛 通達)に基づき、(平成6(1995)年2月2日 第8回 洗浄剤漂白剤等安全対策協議会において、特例として盛り込み運用)

(此の度、加盟各社の製品すべてが適応可能となり、自主基準として記載する)

(2) 新規有効成分による「カビ取り剤」にあっては使用条件を十分に考慮し、下記に掲げる①、②、③等の各種試験を実施し、安全性の確認を行なうこと。

安全性試験:

① 急性経口毒性

② 皮膚刺激性試験

③ 眼粘膜刺激試験

4-2-2-2. 効能効果及び安定性

(1) 製品は、表示に記載されている標準使用方法に基づいて使用した場合、表示する有効性が認められなければならない。効能効果の実証については、製品を製造又は販売する者は効力試験方法に基づいて有効性を確認することとする。なお効力試験方法を有さない者は、別紙に定める「カビ除去試験の方法」及び「殺菌・除菌・殺カビ・防カビ試験の方法」を参考に実施すること。

(2) 安定性については、使用者が購入した場合に上記の有効性が認められなければならない。

また、おおよその流通期間を考慮し、一定期間経過後の商品について上記の試験方法に基づいて効能効果を確認しておくこと。

4-2-3. 容 器

スプレータイプの容器については、消費者に安全に使用してもらえるよう飛散しにくいタ

イプにするため、下記の付着性試験方法（泡タイプ用、直噴射タイプ用）に基づき試験するとき、付着率は90%以上であらねばならない。なお、直噴射タイプのカビ取り剤については、製品ラベルに用途限定及び使用方法を明記し、表示上からも安全性の確保に配慮すること。

付着性試験方法

① スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（泡タイプ用）

② スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（直噴射タイプ用）

4-2-4. 効能に関する自主表示基準

効能に関する自主表示基準は、「消費者に商品の性能以上の期待を持たせたり、消費者が間違い易い表示は排除する」という考えに立ち、[家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの公正競争規約] に準拠してまとめた。

ここに記述されていないことで判断の必要が生じた時は [同公正競争規約] 及び [当協議会塩素系カビ取り剤不適切表現集] に基づくものとする。

4-2-4-1. 特定用語の使用基準

(1) 「万能」、「万全」、「何でも」、「どんな」、「あらゆる」等、用途又は効果が万能万全であることを意味する用語は、使用することは出来ない。

(2) 「完全」、「100パーセント」、「絶対」、「根こそぎ」、「皆無」等、全く欠けるところがないことを意味する用語は、使用することは出来ない。

(3) 「安全」、「安心」、「無害」、「無臭」、「無公害」、「全く心配がない」、「目にしみない」、「セーフティ」等、安全性を強調する用語は、環境・人・動物・植物に対しては使用することは出来ない。

(4) 「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等、優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

(5) 「最高」、「最大」、「最小」、「最少」、「最優秀」等、最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することはできない。

(6) 「永久」、「いつまでも」、「不変」、「永遠」、「パーマネント」等、永久に持続することを意味する用語は使用できない。

《但し書き》

特定用語の適用範囲を明確にするに当たっては、公正取引委員会の示した「不当景品類及び不当表示防止法、第4条2項の運用指針」に従って合理的な根拠を示す資料を用意し、必要に応じて開示すること。

4-2-4-2. 特定事項の表示基準

(1) 品質・性能・効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的・科学的事実

に基づく根拠がなければならない。

(2) 「新製品」、「新発売」の文言は、当該商品の発売後、1ヵ年を超えて使用することはできない。

4-2-4-3. 不当表示の禁止

(1) 客観的な根拠なしに「純粋」、「天然」、「抜群」、「驚異」、「高級」等、特別の品質であるかのような表示をすること。

(2) 「生きている・・」、「自動・・」、「ミラクル」等、実際にはありえぬ特別の品質・性能であるかのように表示すること。

(3) 「手が荒れない」、「手荒れをなおす」等、性能・効果の範囲を超えて表示すること。

5. 製造基準

製造に当たっては、人為的な誤りの防止、汚染及び品質低下の防止、品質の保証等に十分配慮するように努める。

5-1. 構造設備について

(1) 各作業室は混同や手違いが起こらぬよう、材料、器具等を所定の場所に整理すること。

(2) ちり、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。

(3) 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。但し、他の試験・研究機関を利用して自己の責任で試験を行なう場合はこの限りでない。

5-2. 管理について

(1) 製造と品質管理責任者を指定し、責任体制を明確にすること。

(2) 製造の仕様書(作業手順を含む)を設定し、これに沿って作業を行なうこと。

(3) ロットの追跡が行なえるような作業を行ない、その記録を整備すること。このため、

イ) 製品には最小包装単位ごとにロットNO.を記入すること。

ロ) 各作業工程、たとえば秤量、原材料の受払い等の際に十分なチェックを行なうこと。

ハ) 製造工程の最終段階で品質チェックを行なうこと。

(4) 設備、器具等を定期的に点検整備すること。

(5) 作業員に対する教育及び訓練を十分に行なうこと。

(6) 試験実施計画を作り、計画的に品質管理のための試験・検査を行なうこと。

(7) 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を、適当な条件下で、製品の流通期間を考慮し十分な期間保存をすること。

(8) 製品に対する苦情を含めた必要な情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。

(9) 記録は整備し、ロット毎に少なくとも流通開始後3年間保管すること。

⑽ 製造を委託する場合にあっては、委託者が製造・製品についての責任をもち、検体・記録の保管責任にあたること。

付　則：

(1) この自主基準は1988年10月26日に決定され、1989年 4月1日より実施する。

(2) この自主基準は平成元年(1989年) 2月 8日付けの厚生省、通産省両省の通知に基づき1989年 6月19日に改定され、直ちに実施する。
また、家庭用品品質表示法の改定にともない「塩素系の製品」に新に定められることになっているものについては（添付資料 (4),(5) ）、この法律の施行を待たずに直ちに実施する。

(3) この自主基準は1990年 9月17日に改定され、直ちに実施する。

(4) この自主基準は1991年 6月10日に改定され、直ちに実施する。

(5) この自主基準は1993年 6月10日に改定され、直ちに実施する。

(6) この自主基準は1995年 5月26日に改定され、直ちに実施する。

(7) この自主基準は2001年 6月01日に改定され、直ちに実施する。

(8) この自主基準は2004年 6月16日に改定され、直ちに実施する。

(9) この自主基準は2006年 6月15日に改定され、直ちに実施する。

⑽ この自主基準は2008年6月11日に改定され、執行猶予期間は2009年6月11日までとする。

添付資料：

⑴ 効力試験方法

① 「カビ除去試験の方法」

② 「殺菌・除菌・殺カビ・防カビ試験の方法」

⑵ 付着性試験方法

① スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（泡タイプ用）

② スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（直噴射タイプ用）

(3) 塩素系カビ取り剤　不適切表現集

効力試験方法

①カビ除去試験の方法

1．カビ胞子懸濁液の調整

(1) 三角フラスコ内で滅菌処理した PDA 培地に、JIS に基づいた試験用カビ胞子を植えつけ、25℃で10～20 日間培養する。

(2) 滅菌処理したカビ胞子用分散液 (0.85% 食塩、0.2% Triton X-100) を上記の三角フラスコ中に適当量加えた後、三角フラスコを振盪させてカビの胞子を分散液中に分散させる。

(3) 滅菌処理したホモジナイザーを使用して、上記のカビ分散液を充分攪拌した後、滅菌脱脂綿を使用してろ過する。ろ液を滅菌処理した上記カビ胞子用分散液で、約 5×10^{8} spores/ml になるように希釈調整し、これをカビ胞子懸濁液とする。

2．汚垢板(布)の作製

(1) 滅菌処理したブドウ糖ペプトン培地 100ml に対し、カビ胞子懸濁液を 1ml から 10ml 加え、充分に混合する。

(2) 試験布(キャンパス布)および試験片(タイル目地用セメントを板上に塗布して作製)上に上記のカビ胞子懸濁液を均一に塗布し、温度 25℃ 湿度 95～99 %RH の条件に置いて培養する。

3．テスト方法

カビ汚垢板(布)に試験液をスプレーするか又はスポイトで垂らし、一定時間経過後水で充分すすいだ後の仕上がりを肉眼で比較判定する。

4．判定

処方通りの界面活性剤と水酸化ナトリウムに、2%次亜塩素酸ナトリウムよりなる組成をコントロールとする。
3のテスト方法によりコントロールと同等又はそれ以上の白仕上がりを有すること。

②殺菌・除菌・殺カビ・防カビ試験の方法

1．　殺菌効力試験

(1)　阻止円測定法（ディスク法）

(2)　最小生育阻止濃度（MIC）

(3)　殺菌力試験

上記3種試験のうち、いずれか1種の方法で殺菌力の有無を測定する。

試験方法

(1)　阻止円測定法（ディスク法）

①あらかじめ調整した試験菌株の生理食塩水懸濁液(生菌数約 10^5～10^8 /ml)を滅菌シャーレ内に凝固させた一般細菌用寒天培地、又はカビ用培地上に 0.1ml 滴加し、寒天培地の表面上を均一に菌懸濁液で濡らす。

②滅菌精製水を用いて、殺菌剤終濃度の異なる段階希釈系列サンプル溶液を浸み込ませた paper disk（円形のもの）を菌接種寒天培地表面に密着させて培養を行う。

③培養後の菌発育阻止帯の有無および大きさにより殺菌力を判定する。

(2)　最小生育阻止濃度（MIC）

別紙の日本化学療法学会法（1980）に準拠して行う。

(3)　殺菌力試験

①　滅菌精製水を用いて、殺菌剤終濃度の異なる段階希釈系列サンプル溶液を作製し、滅菌した試験管に 9.9ml ずつ分注する。

②　あらかじめ調整した試験菌株の生理食塩水懸濁液（生菌数 10^5～10^8 CFU/ml）0.1ml を加え 20℃で 5～10 分間作用させた後、白金耳でニュートリエントブロス又はグルコースペプトン液体培地を 5ml 加え培養する。

③　培養後、菌の発育の有無を測定して殺菌力を判定する。

＜備考＞

①　菌株は製品により標準株、あるいは製品と使用する場所から分離した菌株を用いる。

②　培養の条件

細菌	32℃	48時間
カビ	25℃	7日間
酵母	25℃	96時間

2．　防カビ効力試験方法

JIS Z 2911-1981 （カビ抵抗性試験方法）に準拠して行なう。

但し製品によって指定された菌株以外の菌株を使用してもかまわない

3．　除菌効力試験

①　製品を使用した表面とブランク（未使用）の表面の一定面積（例えば 10x10cm）を、滅菌済み生理食塩水で湿らした一定の大きさの滅菌ガーゼ（例 8x8cm）を用いて拭き取る。

②　このガーゼを滅菌生理食塩水 10ml の入った試験管に入れてよく振盪する。

③　この浸出液の生菌数を衛生試験法に準じた平板混釈放にて、表面の生菌数を測定する。

④　製品使用面とブランク面との生菌数により除菌率を算出する。

家庭用カビ取り･防カビ剤等協議会
(技術委員会)

１９９０年9月１７日

<u>スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法(直噴射タイプ用)</u>

本試験方法は塩素系のスプレー式カビ取り剤使用時における安全性を確保することを目的として制定された自主基準の4-2-3.「飛散しにくいタイプ(たとえば泡タイプ)」に基づく、スプレーによる薬剤の空気中への飛散性を定量的に評価する方法を規定する。

使用者の薬剤との接触の確率を低減する為に関連のある技術的尺度として、薬剤の付着性と飛散性を取り上げ検討を加えた結果、実用的且つ信頼性の高い付着率測定方法を採用した。

１．<u>適用範囲</u>:

1) 本試験方法は、塩素系のスプレー式カビ取り剤のうち、比較的狭い隙間内表面の処理を対象とする直噴射タイプスプレー製品の被洗浄表面への付着率試験に適用する。

(注:広い表面の処理を対象とした泡タイプについては、試験方法(泡タイプ)で別途定める)

２．<u>器具または装置及び薬剤</u>

1) ５００mlビーカー:ガラス、胴外径 x 高さ ＝ ９０mm x１２０mm

2) 保持台　　:ラボジャッキ等

3) 直示天秤　　:最少読み取り値が１０mg

３．<u>試験方法</u>:

1) 製品3本を無作為にサンプリングし、薬剤が定常状態で噴射されるようあらかじめトリガースプレイヤーを数回以上操作しておく。

2) 保持台を設置し、水準器を用いて保持台のビーカーを置く面が水平であることを確認する。

3) ５００mlビーカーの重量(噴射前のビーカー重量:g)を測定して記録した後、ビーカーをにして保持台上に設置する。

但し、ビーカーの口元が保持台端より前方(製品側)になるように調整する。

4) あらかじめ重量(噴射前の製品重量:g)を測定した製品をトリガーの中心とビーカーの中心線とが一致し、トリガー先端とビーカーの底面の距離が３０cmになるよう設置する(図－１を参照)。

5) ビーカーに向けて定常引き圧で２回噴射し、噴射後の製品重量(g)を測定記録する。

(注:試験実施者はあらかじめトリガーを予備的に操作し、定常引き圧に習熟しておく。)

6) スプレー後速やかにビーカーを起こし、ビーカー外壁面を紙タオル等でよく拭いた後、重量(噴射後のビーカー重量:g)を測定記録する。

(「速やかに」とは１０秒以内を意味する)

7) １製品につき、以上の測定を3回行い、次項に定める計算式に従って値を求め、3製品各3回計9回の総平均値をもって付着率とする。

４．<u>付着率の算出</u>:

計算式

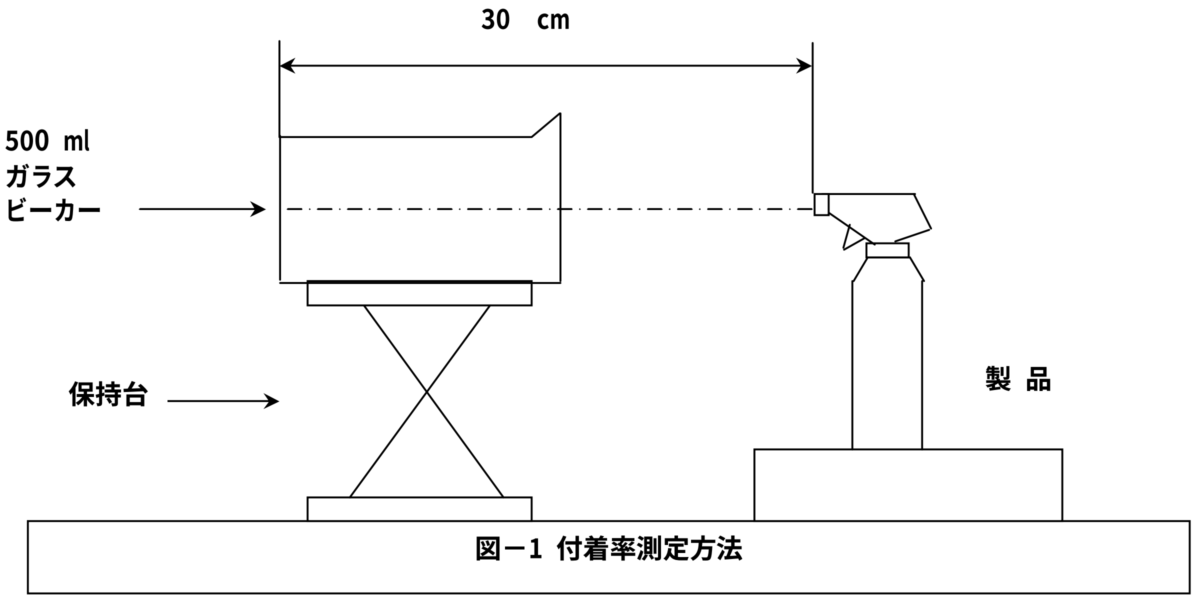
$$付着率(\%) = \frac{噴射後のビーカー重量 - 噴射前のビーカー重量}{噴射前の製品重量 - 噴射後の製品重量} \times 100$$

５．<u>判定基準</u>:

総平均付着率は９０%以上であること。

６．<u>付則</u>:

直噴射タイプは比較的狭い隙間内表面を対象としている噴射形態の洗浄剤であり、製品ラベルには用途限定及び使用方法を明記し、表示上からも安全性の確保に配慮すること。



図ー1 付着率測定方法

家庭用カビ取り･防カビ剤等協議会
(技術委員会)

1990年9月17日

スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法(泡タイプ用)

本試験方法は塩素系のスプレー式カビ取り剤使用時における安全性を確保することを目的として制定された自主基準の4-2-3.「飛散しにくいタイプ(たとえば泡タイプ)」に基づく、スプレーによる薬剤の空気中への飛散性を定量的に評価する方法を規定する。

使用者の薬剤との接触の確率を低減する為に関連のある技術的尺度として、薬剤の付着性と飛散性を取り上げ検討を加えた結果、実用的且つ信頼性の高い付着率測定方法を採用した。

1. 適用範囲:
   1) 本試験方法は、塩素系のスプレー式カビ取り剤のうち、比較的広い隙間内表面の処理を対象とする泡タイプスプレー製品の被洗浄表面への付着率試験に適用する。
      (注:狭い間隙の処理を対象とした直噴射タイプについては、試験方法(直噴射タイプ)で別途定める)

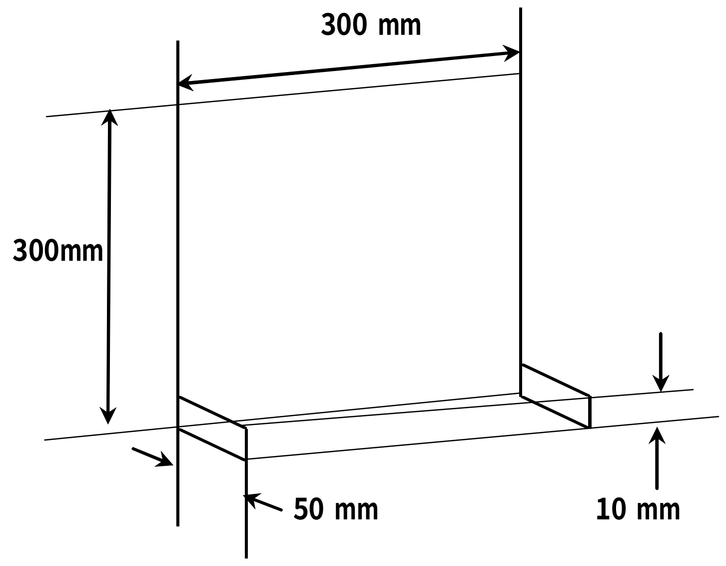
2. 器具または装置及び薬剤
   1) スプレーパネル(図ー1を参照)
      パネル部:30X30cm
      トレイ部:5cm張り出し(流出防止枠付)
      流出防止枠:枠高さは任意(図ー1では10mm)
      材料:塩化ビニール樹脂、アクリル樹脂等が望ましい
   2) 直示天秤:最少読み取り値が10mg

3. 試験方法:
   1) 製品3本を無作為にサンプリングし、薬剤が定常状態で噴射されるようあらかじめトリガースプレィヤーを数回以上操作しておく。
   2) 直示天秤の上にスプレーパネルを置き、重量(噴射前のパネル重量:g)を記録する。天秤に薬剤がかからないよう保護すること。
   3) あらかじめ重量(噴射前の製品重量:g)を測定した製品をトリガーの先端がスプレーパネルの中心に一致し、距離が20cmになる位置に置く(図ー2を参照)。
   4) パネルに向い定常の引き圧で2回噴射し、噴射後の製品重量(g)を記録する。
      (注:試験実施者は、あらかじめトリガーを予備的に操作し、定常引き圧に習熟しておく。
   5) スプレー後速やかにパネルの重量(噴射後のパネル重量:g)を測定記録する。
      (「速やかに」とは10秒以内を意味する)
   6) 1製品につき、以上の測定を3回行い、次項に定める計算式に従って値を求め、3製品各3回計9回の総平均値をもって付着率とする。

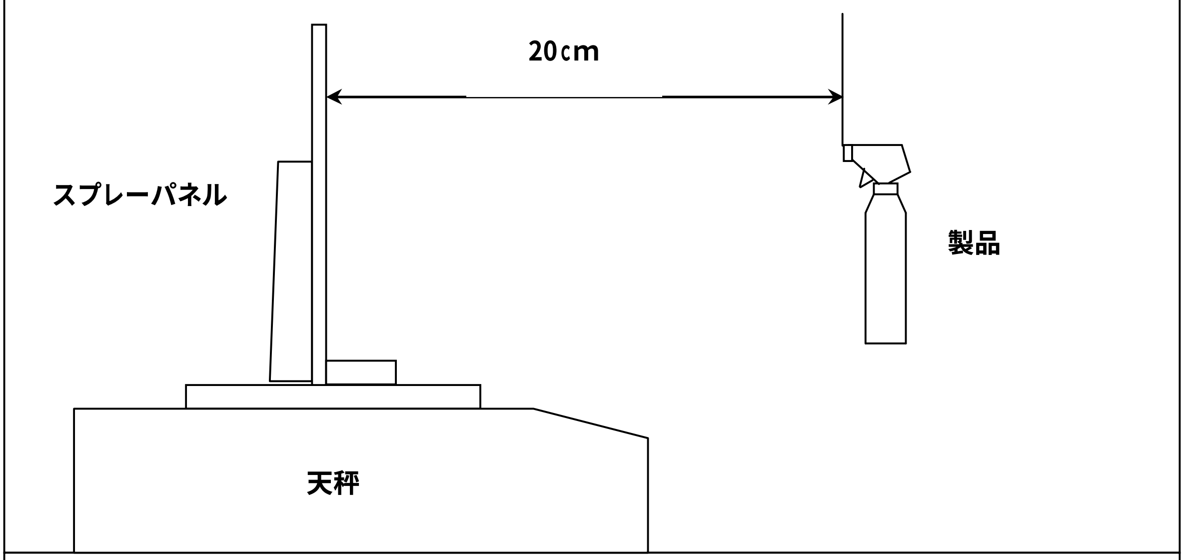
4. 付着率の算出:
   計算式

$$\text{付着率(\%)} = \frac{\text{噴射後のパネル重量} - \text{噴射前のパネル重量}}{\text{噴射前の製品重量} - \text{噴射後の製品重量}} \times 100$$

5. 判定基準:
   総平均付着率は90%以上であること。



図－１　スプレーパネル



図－2 付着率判定方法

塩素系カビ取り剤　不適切表現集

○ - 可　△ - 条件付で可　X - 不可

ID	ｷｰﾜｰﾄﾞ	表　示　例	判定	適 用 条 項	備　　考
1	一瞬 瞬間 瞬時	いやなカビは一瞬で消えます 瞬間カビ取り剤 カビを瞬時に○○します	✕	4-2-4-1,1	「一瞬」、「瞬間」、「瞬時」はカビ取り効果としてありえない
2	瞬間的	瞬間的にカビを取ります	✕	4-2-4-1,1	「瞬間的に･･･」はありえない
3	即座	カビも即座に落す	✕	4-2-4-1,1	「即座」はありえない
4	純白に･･	純白に仕上がります	✕	4-2-4-1,2	
5	ゼロ	カビゼロで健やか	✕	4-2-4-1,2	「皆無」と同義
6	断つ	カビのモトを絶つ	✕	4-2-4-1,2	
7	無くします	カビを無くします	✕	4-2-4-1,2	
8	真っ白	真っ白な仕上がり	✕	4-2-4-1,2	
9	全く	全く ○○です	✕	4-2-4-1,2	
10	汚染しません	自然環境を汚染しません	✕	4-2-4-1,3	「安心･無害」と同義
11	人体に有害な･･･	人体に有害な成分は一切使用しておりません	✕	4-2-4-1,3	製品に対して使用できない
12	魔法	魔法	✕	4-2-4-3,2	
13	夢の	夢のカビ取り	✕	4-2-4-3,2	
14	殺菌	殺菌及び殺菌効力	✕	適用条項なし	「殺菌」は医薬品の効能表現に該当 薬事法上、雑貨工業品では不可
15	滅菌	カビ取り･滅菌	✕	適用条項なし	「滅菌」は薬事法上の効能表現 雑貨工業品に使用不可

ID	ｷｰﾜｰﾄﾞ	表　示　例	判定	適 用 条 項	備　　考
16	世界で唯一	世界で唯一のカビ取り剤です	△	4-2-4-1,4	「世界で唯一」の根拠が示せれば可能
17	最も	・・・は最も○○なカビ取り剤	△	4-2-4-1,5	客観的な根拠が必要
18	○倍	○倍の(効果/効能)	△	4-2-4-2,1	客観的な根拠が必要
19	濃縮	○○に比べて濃縮	△	4-2-4-2,1	客観的な根拠が必要
20	W 効果	W効果のカビ取り	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
21	新しい 新	新しい型のカビ取り剤です。 新・カビ取り成分○○配合 新カビ取り剤○○○	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
22	今までに取れなかった	高いカビ取り力、今まで取れなかったカビを～	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
23	取りにくい	高いカビ取り力、取れにくいカビを～	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
24	今までにない	今までにない高いカビ取り力、カビを～	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
25	化学分解	新開発！化学分解方式	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
26	画期的	画期的なカビ取り剤です	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
27	高濃度	高濃度タイプのカビ取り剤	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
28	優れた	優れたカビ取り効果で	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
29	強力	強力なカビ取り効果 強力カビ取り剤	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
30	十分な	十分な除菌力	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
31	スピード	スピードカビ取り	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要

ID	ｷｰﾜｰﾄﾞ	表　示　例	判定	適 用 条 項	備　　考
32	超	超微香	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
33	特殊	特殊成分の働きにより・・・	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
34	分解	スプレーするだけでカビを分解します	△	4-2-4-3,1	客観的な根拠が必要
35	スーパー	スーパーロング	△	4-2-4-3.1	客観的な根拠が必要

ID	ｷｰﾜｰﾄﾞ	表　示　例	判定	適 用 条 項	備　　考
36	合格品	○○○合格品	○		官公庁認定を意味する表現は不可
37	指定商品	○○○指定商品	○		官公庁認定を意味する表現は不可
38	除菌	除菌	○		
39	ラクラク	ラクラクカビ取り	○		

2006年6月15日　制定

参考資料

(1)「家庭用品品質表示法表示規定の改正に伴う業界統一表示について」

(2)「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの公正競争規約」

以　上